

公益財団法人 日本サッカー協会
2016年度 第3回理事会

協議事項

<p>1. 定時評議員会開催の件</p> <p>以下の通り、定時評議員会を開催したい。</p> <p>1. 開催日時：3月27日(日) 13:00～</p> <p>2. 会場：日本サッカー協会 4F会議室</p> <p>3. 議題：《報告事項》</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 2015年度事業報告の件</p> <p style="padding-left: 2em;">《協議事項》</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 評議員1名選任の件</p> <p style="padding-left: 4em;">株式会社湘南ベルマーレ 代表取締役社長 水谷尚人</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 2015年度決算の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 関連団体の認定の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) 定款改正の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(5) 基本規程改正の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(6) 理事選任の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(7) 監事選任の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(8) 役員等予定者 選出の件</p> <p style="padding-left: 2em;">《その他報告事項》</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 会長予定者選出に関する調査・検証の件</p>
<p>2. 役員等予定者 選出の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(協議) 資料No.1</p> <p>役員等推薦委員会より、以下の別紙リストが提出されたので、3月27日(日)に開催される定時評議員会に推薦したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 理事(会長・副会長・専務理事・常務理事・理事) 予定者 ➤ 監事予定者 ➤ 事務総長予定者 ➤ 各委員会委員長予定者 ➤ 名誉役員予定者
<p>3. 懲罰規程等改正の件</p> <p style="padding-left: 2em;">(協議) 資料No.2</p> <p>懲罰規程、和解あっせんに関する規則につき、別紙の内容にて改正したい。</p> <p><概要></p> <p>懲罰規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域サッカー協会に規律・裁定委員会を設置されることに伴う修正 ・ 誤記の修正 <p>和解あっせんに関する規則</p>

<p>・ 和解あっせんの当事者として仲介人を明記</p>
<p>4. 指導者に関する規則改正の件</p>
<p>(協議) 資料No.3</p> <p>「JFA 公認指導者登録制度」の改定に伴い、併せて指導者に関する規則を改正したい。</p> <p>【改定の背景】</p> <p>「指導者に関する規則」 第5条 [ライセンス保有者の登録義務] に記載されている「JFA 公認指導者登録制度」を、指導者ライセンスの新設等に伴い変更する必要がある。</p> <p>「JFA 公認指導者登録制度」の記載内容に「指導者に関する規則」と重複している部分があることから、本改定を機に「指導者に関する規則」と統合し、改定を行いたい。</p> <p>【主な変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付加指導者ライセンスに関する事項(ライセンスの種類、付加方法等) ・ 指導者インストラクターに関する事項(資格の種類、認定方法等) ・ リフレッシュポイントに関する事項(ポイントの種類、ポイント数等) ・ ライセンスを保有しない指導者の対象の変更
<p>5. 審判員及び審判指導者に関する規則改正の件</p>
<p>(協議) 資料No.4</p> <p>審判員及び審判指導者に関する規則につき、別紙の内容にて改正したい。</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「審判員及び審判指導者の義務」につき、より明確化する。 ➢ 「審判員及び審判指導者の資格適格性の再審査及び指導」につき、「指導者に関する規則」に規定されていることに準じて、降級以外のことも行えるようにする。 ➢ 文言の修正
<p>6. 日本人指導者海外派遣の件</p>
<p>(協議) 資料No.5</p> <p>以下の各国サッカー協会からの要請を受け、アジア貢献事業の一環として、以下の指導者、派遣先協会との新規契約、継続及び契約更新をしたい。</p> <p><新規契約></p> <p>派遣指導者： 李 成俊 (り そんじゅん)</p> <p>派遣先協会： ブータンサッカー連盟 (BFF)</p> <p>資格： JFA 公認 A 級コーチ (2013 年取得)</p> <p>役職： U-14、U-17 ブータン代表監督</p> <p>契約期間： 2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日</p> <p>費用負担： [JFA] 給与 及び傷害保険料、帰赴任用日本-ブータン間往復航空券 [BFF] 住居、国内移動車両、本人休暇用/配偶者渡航用日本-ブータン間の航空券 合計 4 往復分</p> <p>略歴： 添付別紙のとおり</p> <p><背景及び実施理由></p>

かねてより受けていた派遣要請に応じて人選した結果、ユース年代の指導経験が豊富で、多様性への理解も深い李氏に派遣を打診。現地への事前出張、打ち合わせを経て BFF が受諾したものの。

<派遣延長>

派遣指導者： 鈴木 隣（すずき ちかし）
 派遣先協会： スリランカサッカー連盟（FFSL）
 資格： JFA 公認 S 級コーチ（1998 年取得）
 役職： U-16 スリランカ代表監督兼トレセン統括ディレクター
 契約期間： 2016 年 4 月 1 日～2016 年 7 月の JICA 赴任日前日まで
 費用負担： [JFA] 給与および傷害保険料
 [FFSL] 住居・自動車、日本-スリランカ間航空券
 略歴： 添付別紙のとおり

<背景及び実施理由>

鈴木氏は 2015 年 8 月で JICA での 1 回目派遣期間が満了し、2016 年 4 月より 2 回目の JICA 派遣で再渡航予定であったため、2015 年 9 月から 2016 年 3 月までの 7 ヶ月間 JFA と FFSL 間の契約締結により継続派遣されていた。ところが、JICA の 2 回目派遣開始日が事情により 7 月に延期された。FFSL からは U-16 代表チーム監督とスリランカ国内 5 箇所に新設されるトレセンの統括ディレクターとして活動継続の要請があるため、7 月の JICA 赴任日まで契約期間を延長したいもの。

<契約更新>

派遣指導者： 河本 菜穂子（かわもと なおこ）
 派遣先協会： モルディブサッカー協会（FAM）
 資格： JFA 公認 A 級 U-12 ライセンス（2008 年取得）
 役職： モルディブ女子代表チーム監督
 契約期間： 2016 年 4 月 1 日～2017 年 3 月 31 日
 費用負担： [JFA] 給与および傷害保険料
 [FAM] 住居・自動車、日本-モルディブ間の航空券
 略歴： 添付別紙のとおり

<背景及び実施理由>

昨年就任以来着実に公式戦での実績を上げているとの理由で FAM からの契約更新の要請を受け、FAM 及び指導者と更新に合意したため。

7. 熱中症対策ガイドラインの件

（協議）資料No.6

熱中症対策として1997年6月に「サッカーの暑さ対策ガイドブック」を配布して以降、選手の安全とパフォーマンス向上を目的として対策を講じるとともに注意喚起を行ってきた。

しかしながら、十分な対策がとられていない競技会運営が散見されること、年々夏季の暑さが厳しくなっている昨今の状況を考慮し、選手が安心して安全にプレーできる環境を整えるべく、さらに進んだ熱中症対策としてのガイドラインを策定したい。

8. 2016年度 JFA マッチコミッショナー新規認定の件

(協議) 資料No.7

「2016年度 JFA マッチコミッショナー認定制度」に基づき、別紙の 482 名を新規 JFA マッチコミッショナーとして認定したい。

いずれも、都道府県サッカー協会の推薦を受け、E ラーニングによる講習会の受講を完了している

<参考>

●2016年度 JFA マッチコミッショナー

・新規 482 名 ※今回新規認定対象者

・継続 358 名

合計 840 名

●区分別人数 2016年3月10日現在

・Jリーグマッチコミッショナー 95 名 *兼務あり

・JNF マッチコミッショナー 約 150 名 *兼務あり

・47 マッチコミッショナー 約 600 名

9. 2016年度 支援制度 (M1 普及施策の推進) 補助金額の件

(協議) 資料No.8

2016年度 支援制度 (M1. 普及施策の推進～リーグ文化のより一層の推進～) の対象協会とその上限金額について別紙のとおりとしたい。

10. 未整備 8 県 都道府県フットボールセンター整備助成金の交付の件

これまでに JFA の助成金の交付を受けて整備した拠点施設がない①福島県、②群馬県、③石川県、④福井県、⑤愛知県、⑥高知県、⑦宮崎県、⑧鹿児島県の 8 県を対象とした「都道府県フットボールセンター助成事業 助成金交付要項 (2013 年度以降版)」(2013 年 4 月 1 日改訂) に基づき、申請のあった以下の案件について、交付決定したい。

1. 福島県 [申請概要]

(1) 申請者: 郡山市

(2) 計画地: 福島県郡山市熱海町 2-15-1

(3) 施設名: (仮称) 福島県フットボールセンター 郡山市熱海人工芝サッカー場

(4) 助成対象事業: 人工芝グラウンド、夜間照明、クラブハウス

(5) 助成金申請額: 60,000 千円

(6) 工期: 2016 年 9 月～2017 年 10 月末(予定)

※要項にて 2017 年 3 月末までに整備が完了することとしているが、工期延長を認める。

※助成金の支払は 2017 年 12 月を予定し、2017 年度予算に計上する。

※その他、詳細は別添資料のとおり。

2. 群馬県 [申請概要]

(1) 申請者: 前橋市

- (2) 計画地：群馬県前橋市下増田町地内
 - (3) 施設名：（仮称）群馬県フットボールセンター 下増田サッカー場
 - (4) 助成対象事業：天然芝グラウンド（2面）、夜間照明、クラブハウス
 - (5) 助成金申請額：48,000千円
 - (6) 工期：2016年3月～2017年3月末(予定)
- ※助成金の支払は2017年4月を予定し、2017年度予算に計上する。
 ※その他、詳細は別添資料のとおり。

3. 愛知県 [申請概要]

- (1) 申請者：公益財団法人愛知県サッカー協会
 - (2) 計画地：愛知県名古屋市昭和区鶴舞1
 - (3) 施設名：（仮称）愛知県フットボールセンター 鶴舞公園スポーツコミュニティセンター
 - (4) 助成対象事業：人工芝グラウンド、夜間照明、クラブハウス
 - (5) 助成金申請額：70,000千円
 - (6) 工期：2016年10月～2017年8月末(予定)
- ※要項にて2017年3月末までに整備が完了することとしているが、工期延長を認める。
 ※要項にて助成により整備した施設・設備の財産処分の規定があるが、工事の完了後、愛知県サッカー協会が名古屋市に対して整備した施設・設備を寄附することを認める。
 ※助成金の支払は2017年10月を予定し、2017年度予算に計上する。
 ※その他、詳細は別添資料のとおり。

4. 高知県 [申請概要]

- (1) 申請者：高知県
 - (2) 計画地：高知県幡多郡黒潮町入野
 - (3) 施設名：（仮称）高知県フットボールセンター 黒潮町グラウンド
 - (4) 助成対象事業：人工芝グラウンド（2面）、夜間照明
 - (5) 助成金申請額：48,000千円
 - (6) 工期：2016年7月～2017年9月末(予定)
- ※要項にて2017年3月末までに整備が完了することとしているが、工期延長を認める。
 ※助成金の支払は2017年11月を予定し、2017年度予算に計上する。
 ※その他、詳細は別添資料のとおり。

なお、石川県からは、一般社団法人石川県サッカー協会から金沢市内にフットボールセンターを整備する構想の要望があったが、要項に定める期間に工事着工の見込みが立っていないため、不採択とする。また、福井県、宮崎県、鹿児島県からは所定の期日（2015年10月末）までに正式な要望がなかった。

11. JFA サッカー施設整備助成金の交付決定の件

「JFA サッカー施設整備助成金 交付要項」に基づき、申請のあった以下の案件について、交付決定をしたい。

1. 宮城県 [申請概要]

- (1) 申請者：亶理町（宮城県）
- (2) 計画地：宮城県亶理郡亶理町荒浜字横山地内
- (3) 申請区分：[助成区分 2]地区サッカー施設整備助成事業
- (4) 施設名：鳥の海公園陸上競技場・サッカー場
- (5) 助成対象事業：人工芝グラウンド
- (6) 助成金申請額：35,000 千円
- (7) 工期：2017 年 1 月～2017 年 6 月末(予定)

※助成金の支払は 2017 年 8 月末を予定し、2017 年度予算に計上する。

※その他、詳細は別添資料のとおり。

2. 福井県 [申請概要]

- (1) 申請者：坂井市（福井県）
- (2) 計画地：福井県坂井市三国町運動公園 1-4-1
- (3) 申請区分：[助成区分 2]地区サッカー施設整備助成事業
- (4) 施設名：三国運動公園多目的競技場
- (5) 助成対象事業：人工芝グラウンド、夜間照明
- (6) 助成金申請額：25,000 千円
- (7) 工期：2016 年 5 月～2016 年 9 月末(予定)

※助成金の支払は 2016 年 11 月末を予定し、2016 年度予算に計上する。

※その他、詳細は別添資料のとおり。